

決議案第 1 号

高木修議員に対する問責決議

上記決議案を別紙のとおり三豊市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 30 日提出

三豊市議会議長 石井 勢三 様

提出者 三豊市議会議員 込山 文吉

賛成者 三豊市議会議員 瀧本 哲史

賛成者 三豊市議会議員 城中 利文

賛成者 三豊市議会議員 水本真奈美

賛成者 三豊市議会議員 湯口 新

賛成者 三豊市議会議員 近藤 武

賛成者 三豊市議会議員 丸戸 研二

賛成者 三豊市議会議員 伊藤 幸洋

## 高木修議員に対する問責決議

議員は市民の代表として、高い倫理観と強い規範意識を備え、常に公正・誠実な姿勢で議員活動に臨むべきであり、議員一人一人にはその職責と影響力にふさわしい高い倫理観が求められる。

また、議員の言動及び行動は市民からの信頼に直結し、その品位と行動には特に慎重を期すべきである。

令和8年4月28日、高木修議員に対する要望書（令和8年4月17日受付）の提出者から、高木修議員が提出者に対し、第三者を介して事実確認を行った行為について、議会に対して苦情の申入れがあった。

高木修議員の、この一連の行為は、第三者を介したものであったとはいえ、要望の対象となった議員からの確認行為であり、市民による要望書提出を委縮させ、市民の正当な権利を阻害する行為にあたり、市民全体の代表者としての立場に照らしても看過できない行為である。

三豊市議会では、令和8年6月25日に開催された三豊市議会議員政治倫理委員会において、議長に対し報告がなされた「審査結果報告書」に基づき、高木修議員の一連の言動が「三豊市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号（市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。）」に違反し、議会の品位を損ね、市民の信頼を著しく失墜させる行為であると判断した。

よって、三豊市議会は、高木修議員に対し、議員の責務を深く認識し、高い倫理観と猛省を求め、問責の意を表明するとともに、必要な措置を勧告する。

### 記

- ・ 本件に関する謝罪を文書により議長に提出すること。
- ・ 要望書提出者に対し、誠意をもって直接謝罪を行うこと。

以上、決議する。

令和8年6月30日

三豊市議会